〈やまぎん〉でんさいサービス利用規定

株式会社山形銀行(以下「当行」といいます)は、当行を窓口金融機関とする株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「本会社」といいます)の取扱う電子記録債権にかかるサービス(やまぎん)でんさいサービス、以下「本サービス」といいます)について、次のとおり利用規定(以下「本規定」といいます)を定めます。

第1条(利用申込)

- (1) 本サービスを利用するには、本規定および本会社の定める業務規程、業務規程 細則の内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込手続きを 行うものとします。
- (2) 利用申込にあたっては、業務規程細則第3条に定める事項のほか、当行所定の 事項を当行所定の利用申込書により決済用の預金口座を開設した取引店(以下 「決済口座取引店」といいます)に届出て申込むものとします。

第2条(サービスの利用方法)

本サービスの利用方法は、以下のいずれかの方法によることとし、利用者が利用申込時に 当行に届出ることとします。

- (1) 利用者の契約する『〈やまぎん〉法人インターネットバンキング「ネットEB」』(以下「ネットEB」といいます)を利用して、本サービス専用のシステム(以下「でんさいシステム」といいます)に接続し、でんさいシステムにより利用する方法(以下本項による利用方法を「ネットEB扱」といいます)
- (2) 本サービスの利用の都度、当行所定の事項を記入した書面を当行本支店窓口に提出して利用する方法(以下本項による利用方法を「店頭受付扱」といいます)
- (3) 第1項にかかわらず、業務規程細則第56条第2項第1号に定める通常開示請求のうち、 同条第7項第1号①に定める事項の請求は、当行所定の事項を記入した書面を当行本支店 窓口に提出して行うものとします。
- (4) 第1項、第2項にかかわらず、業務規程細則第23条第3項に定める方法による変更記録 請求および業務規程細則第56条第2項第2号に定める特例開示の請求は、当行所定の 事項を記入した書面を決済口座取引店に提出して行うものとします。

第3条(ネットEB扱における本人確認)

ネットEB扱による利用者の本人確認の方法は、『〈やまぎん〉法人インターネットバンキング「ネットEB」利用規定』に定める方法によるものとします。

第4条 (利用時間)

- (1) ネットEB扱による本サービスの利用日、利用時間は、業務規程細則第 4 条に定める 本会社の営業日、業務時間のほか、当行所定の利用日、利用時間内とします。ただし、 午後3時以降は当日扱の記録請求は受付いたしません。
- (2) 前項にかかわらず、年末年始、ゴールデンウィーク、本会社の定める日は、本サービスの利用ができません。
- (3) 店頭受付扱による本サービスの利用日、利用時間は、業務規程細則第4条に定める本会社の営業日、業務時間とします。

第5条(店頭受付扱による記録請求等の受付期限)

- (1) 店頭受付扱による発生記録または譲渡記録(分割記録の請求と併せてする譲渡記録を含みます)の請求は、発生日または譲渡日の前銀行営業日(発生日または譲渡日を銀行営業日以外の日とする場合は2銀行営業日前)までに行ってください。
- (2) 店頭受付扱による業務規程第 26 条第 2 項に定める変更記録の請求は、変更記録の請求可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (3) 店頭受付扱による業務規程第27条第4項に定める記録の請求は、当該請求の可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (4) 店頭受付扱による業務規程第 27 条第 5 項に定める記録を請求しない旨の通知は、当該 通知の可能期間の最終日の前銀行営業日までに行ってください。
- (5) 店頭受付扱による業務規程細則第33条第2項に定める請求の取消の依頼は、電子記録の 日の前銀行営業日までに行ってください。

- (6) 店頭受付扱による業務規程細則第34条第2項に定める請求の取消の依頼は、電子記録の 日の2銀行営業日までに行ってください。
- (7) 店頭受付扱による業務規程細則第 23 条第 4 項に定める変更記録の請求、業務規程細則 第 27 条第 2 項第 2 号に定める保証記録の請求、業務規程第 32 条に定める支払等記録の 請求は、変更記録、保証記録、支払等記録の日の前銀行営業日までに行ってください。
- (8) 業務規程細則第 56 条第 2 項第 3 号②、③に定める残高の開示の依頼は基準日の全銀行営業日までに行ってください。

第6条(利用特約の申込等)

- (1) 債権者利用限定特約または保証利用限定特約(以下「利用特約」といいます)の申込は、 利用申込時に当行所定の利用申込書により申込むものとします。
- (2) 利用契約締結後の利用特約の締結または解除は、当行所定の書面により決済口座取引店に申込むものとします。
- (3) 前項による利用特約の解除にあたっては、当行所定の審査を行います。審査の結果、利用 特約の解除を不承諾とする場合があります。

第7条(利用契約解除の申出方法)

業務規程第15条第1項に定める利用契約の解約は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第8条(本会社または当行による利用契約の解除に係る通知方法)

- (1) 業務規程第16条第2項、業務規程細則第8条第1項に定める本会社または当行による利用契約の解除に係る通知は、当行が書面により利用者に通知するものとします。
- (2) 当行が利用契約の解除に係る通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が利用者の受領拒否、転居先不明等の理由により利用者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条(死亡した利用者の地位を承継した旨の届出方法)

- (1) 業務規程第17条第2項、業務規程細則第9条第1項に定める利用者の死亡により相続人 等が利用者の地位を承継した旨の届出は、当行所定の書面により死亡した利用者の決済 口座取引店に届出るものとします。
- (2) 前項の届出にあたっては、当行の指定する書面を添付するものとします。

第10条(債務者利用停止措置期間経過後の債権者利用限定特約の解除方法)

業務規程細則第10条第2項に定める債権者利用限定特約の解除は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第11条(利用者登録事項の変更の届出方法)

- (1) 業務規程第19条第1項に定める利用者登録事項の変更の届出は、当行所定の書面により 決済口座取引店に届出るものとします。
- (2) 業務規程第19条第3項に定める利用契約の地位を承継した旨の届出は、利用契約の地位 を承継した者が、当行所定の書面により利用契約の地位を承継した者の決済口座取引店に 届出るものとします。

第12条(破産手続開始等の届出方法)

業務規程第20条に定める破産手続開始決定等の届出は、書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第13条(利用者の申出による利用制限措置の申出方法)

- (1) 業務規程第22条第1項第9号、業務規程細則第14条第1項に定める自ら請求すること のできる電子記録の範囲を制限する旨の申出は、当行所定の書面により決済口座取引店に 申出るものとします。
- (2) 前項による電子記録の請求制限の解除を希望する場合には、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第14条(電子記録の通知の方法)

業務規程第25条第2項に定める通知の方法は、以下の通りとします。

- ア.ネットEB扱の場合は、利用者がネットEBおよびでんさいシステムにより指定した電子 メールアドレスに通知があった旨を配信し、利用者がでんさいシステムにより通知内容を確 認するものとします。電子メールアドレスが変更となった場合は、利用者がネットEBおよ びでんさいシステムにより電子メールアドレスの変更処理を行うものとします。
- イ. 店頭受付扱の場合は、利用者の指定したファクシミリ番号あてにファクシミリにより通知 します。ファクシミリ番号が変更となった場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に 届出るものとします。
- ウ. 特定記録機関変更記録に係る通知の方法は、上記ア. イ. によらず郵送、もしくは面前での交付等によるものとします。

第15条(店頭受付扱の通常開示結果の通知方法)

店頭受付扱による業務規程細則第56条第2項第1号に定める通常開示の結果の通知は、当行から当行所定の書面を交付する方法によるものとします。

第16条(電子記録の請求権限の付与に係る制限の方法)

- (1) 業務規程第26条第4項、第27条第3項に定める制限(以下「指定許可」といいます) を利用する場合は、利用申込時に当行所定の利用申込書により決済口座取引店に届出る ものとします。
- (2) 利用契約締結後の指定許可の利用の申込または指定許可を利用しない旨の申込は、当行 所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- (3) 指定許可の方法は以下の通りとします。
- ア. ネットEB扱の場合は、利用者がでんさいシステムにより所定の事項を登録して行うもの とします。
- イ. 店頭受付扱の場合は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出て行うものとします。

第17条(債権者請求方式の利用)

- (1) 業務規程第27条第1項に定める発生記録債権者請求方式を利用する場合は、利用申込時に当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。
- (2) 利用契約締結後の発生記録債権者請求方式の利用の申込または発生記録債権者請求方式を利用しない旨の申込は、当行所定の書面により決済口座取引店に届出るものとします。

第18条 (変更記録請求の方法)

業務規程細則第23条第4項に定める変更記録の請求は、前記第2条第1項または第2項に定める方法によるものとします。

第19条(電子記録の訂正および回復事由の通知方法)

業務規程細則第36条第6項に定める通知は、利用者が当行本支店窓口に申し出る方法によるものとします。

第20条(決済資金の預入れ)

口座間送金決済に必要な資金は、支払期日の前銀行営業日までに決済口座に入金してください。

第21条(口座間送金決済における債権金額の引落順序)

- (1) 同日に複数のでんさいの債権金額の引き落としがある場合およびでんさい以外の引き落としがある場合、その引き落し順序は当行の任意とします。
- (2) 同日に複数のでんさいの債権金額の引き落としがある場合およびでんさい以外の引き落としがある場合に、その総額が決済口座の支払資金をこえるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

第22条(口座間送金決済の中止の申出方法)

業務規程細則第42条第2項に定める口座間送金決済中止の申出は、当行所定の書面により決済口座取引店に申出るものとします。

第23条(異議申立手続)

- (1) 業務規程細則第46条第1項に定める異議申立および異議申立預託金の預け入れ手続は、 当行所定の書面により決済口座取引店に届け出て行うものとします。
- (2) 業務規程第50条第2項に定める異議申立預託金は、支払期日の午後3時までに決済口座取引店に預け入れるものとします。
- (3) 業務規程細則第47条第2項に定める第2号支払不能事由が不正作出である場合の異議申立預託金の預け入れの免除の申立は、当行所定の書面により決済口座取引店に申し立てるものとします。

第24条(手数料)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、利用者は当行所定の手数料ならびにこれらに係る消費税 相当額を支払うものとします。なお、利用契約を解約または解除された元利用者が、業務 規程細則第5条に定める開示請求を行う場合も同様とします。
- (2) ネットEB扱による本サービスの利用にあたって必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等については利用者が負担するものとします。
- (3) 手数料は、毎月当行所定の日に、前月分を支払うものとします。ただし、前記第1項の元利用者が開示請求を行う場合を除きます。
- (4) 手数料は、利用者が指定した口座から自動的に引き落とします。この場合、普通預金規定、 総合口座取引規定、当座勘定規定(当座勘定貸越約定を含む)の定めにかかわらず、預金 通帳、払戻請求書の提出または当座小切手の振出は不要とします。

第25条(サービス内容・規定の変更)

- (1) 本サービスの内容については、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障を きたす恐れがある場合等は、当行は利用者に事前に通知することなく変更できるものと します。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって 生じた損害は利用者が負担するものとします。
- (2) 本規定はサービス向上のため、または金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当な事由があると認められる場合は、任意に改廃することがあります。この場合は、変更内容に応じ相当の期間を持って変更後の本規定を下記第3項の通知手段により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
- (3) 利用者は、前項の通知手段として、郵便、電話、当行WEBサイト上への掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するものとします。

第26条(準拠法および合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本サービスの利用に関して紛議が生じた場合の訴訟については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。ただし、業務規程、業務規程細則に係る紛議に関する訴訟については、業務規程第68条第2項の定めによるものとします。

くやまぎん>でんさいサービスをご利用の際の留意事項(重要事項説明書)

<やまぎん>でんさいサービスのご利用にあたっては、以下の事項を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

項目	ご注意いただきたいこと							
手数料	 お取引にかかる手数料は、お取引店またはお近くの山形銀行本支店にてご確認ください。 手数料は、毎月 10 日 (10 日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日) に前月分を指定口座からお引き落としいたします。 記録請求にかかる手数料については、記録請求後ご自身または請求の相手方による取消があった場合も請求されます。また、指定許可を利用している相手方がご自身を指定許可先に登録していない場合に行った記録請求や、債権者請求方式を利用していない先へ債権者請求方式で行った発生記録請求等がエラーとなったときも手数料は請求されますのでご注意ください。 株式会社全銀電子債権ネットワーク (でんさいネット) からお客さまに対し、直接手数料等の費用を請求することは原則としてありません。 							
サービスのご利用時間 (営業日・営業時間)	・ サービスのご利用時間は以下のとおりです。 ネットEB扱 平日・休日(土・日・祝日) 7:00~24:00 (※当日扱の記録請求は15時までとなります。) (※融資(割引・譲渡担保)のお申込みは、融資希望日の3銀行営業日前の15時までとなります。) (※1月1日~3日、5月3日~5日、12月31日、および毎月第2土曜日はご利用いただけません) 店頭受付扱平日 9:00~15:00 (※当日扱の記録請求は受付できません。指定日(発生日・譲渡日等)の前銀行営業日までにお手続きください。)							
利用者番号	 ・ お客さまには、1 法人(個人事業主の場合には 1 人)につき 1つの利用者番号が付与されます。 ・ 複数の窓口金融機関*1をご利用する場合でも、利用者番号は同一(1つ)となります。 (※例えば、法人のお客さまが本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。) (※すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、別の参加金融機関*2に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。) 							

項目	ご注意いただきたいこと
でんさい*3 の発生 (手形の振出に相当)	 でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。 でんさいの支払期日(手形のサイト)は、振出日(電子記録年月日(でんさいの発生日))の最短で3銀行営業日を経過した日以降で振出日の10年後の応答日までの範囲で設定いただけます。 資金調達等の目的で多数の者に対してでんさいを発生させるなど、社債のようにでんさいを利用することは禁止されています。
でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	 (でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただくお取り扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能*4)、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して、支払義務を負うことになります。 ・債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結したお客さまであっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証するお取り扱いになります。(でんさいを譲り受ける場合) ・でんさいの譲渡は原則譲渡人の保証がつきますが、他の参加金融機関においては例外的に保証なし譲渡が行われる場合があります。譲渡人の保証のないでんさいの譲渡を受けた場合は、譲渡の通知にその旨が表示されますのでご確認ください。
でんさい分割譲渡	 でんさいは、債権金額を2つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 (※例:1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいをご自身の債権として保有。) 分割のみのお取り扱いはできません。
でんさいの取消等	・ でんさいの発生、譲渡等は、電子記録年月日から起算して 5銀行営業日から最短で1銀行営業日の間は、発生、譲渡等の 記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取消すことができ ます(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変 更」の手続が必要になります)。
でんさいの 記録内容の変更	・ <u>利害関係者全員のご承諾がないと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> (※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。)
記録請求の制限期間	・ でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が 制限されます。 (※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの 支払期日の最短で 3 銀行営業日前までに行う必要があります。 詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。)

(口座間送金決済*5) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権者7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が料されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、3 は該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、3 は該債務者に対して、2 回目の支払不能があった場合、3 は対はないよりに対して、3 は対して、3 は対して、3 は対して、4 は対しないよりによりは対して、4 は対して、4 は対しないは対して、4 は対しないは対しないは対しないは対しないは対しないは対しないは対しないは対しない	項目	ご注意いただきたいこと
営業日までに、決済口座に資金をご入金ください。 (※支払期日当日に資金を決済口座に入金した場合は、15 時までの入金であれば入金した時点で口座間送金決済処理が行われます。) ・ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金(振込)されます。 ただし、債権者口座への人金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。人金状況は、債権者がご自身の窓口金融機関にご確認ください。 ・ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6 (でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。) は、債権者に対して、支払義務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、収費することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを申する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座問送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が得されます。 ・ 支払不能処分が得されます。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はオペフの参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に1回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に1回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に1回回で支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に1回回で支払不能となった場合、当該債務者に対しての	7	· 12
(※支払期日当日に資金を決済口座に入金した場合は、15 時までの人金であれば入金した時点で口座間送金決済処理が行われます。)・支払資金は、支払期日に債権者口座に送金(振込) されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、債権者がご自身の窓口金融機関にご確認ください。 ・債務者と債権者の間の助り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業目前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・支払期日に回 <mark>間送金決済による支払いができない場合、債務者の治客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。</mark> ・(※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。)・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求債権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。計算に記述の表別できます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として東日、近金決済が行われていないため、「支払不能」として財扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議中立をしてください。(※詳しくは、後記「異議中立の手続」をご参照ください。)・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分の制度(手形の不渡処分		
、支払資金は、支払期日に債権者口座に送金(振込)されます。		営業日までに、決済口座に資金をご入金ください。
・支払資金は、支払期日に債権者口座に送金(振込)されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、債権者がご自身の窓口金融機関にご確認ください。・債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業目前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済がわれます。・支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。)・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者とします。電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者とします。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止することができます。 ・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止することができます。ただし、この場合で区域と決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。)・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ さんず必及が移さにし回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。の情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。の情報はすべての		・※支払期日当日に資金を決済口座に入金した場合は、15 時までの
ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、債権者がご自身の窓口金融機関にご確認ください。 ・ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業目前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済行われます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者の必客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。)・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合で口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。(※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。)・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報により記録は対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。この情報により記憶が表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		入金であれば入金した時点で口座間送金決済処理が行われます。)
などによって異なります。入金状況は、債権者がご自身の窓口金融機関にご確認ください。		・ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金(振込)されます。
金融機関にご確認ください。 ・ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ 電子記録保証人が債務者に大した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人が債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分の料されます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。の情報によっての		ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況
・・債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客をまには支払不能处分(手形の不渡处分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能处分(手形の不渡处分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能处分制度」をご参照ください。)・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求債権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が軽されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。・1回目の支払不能があった場合、ごの特別は大での		などによって異なります。入金状況は、債権者がご自身の窓口
方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。)・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に付わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」とし下取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。(※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。)・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報はよっての機関に対して、2の情報に対していいに対していいに対していいいがは対していいいに対しないいに対していいいに対していいいに対していいいに対していいいいに対していいいに対していいいいいいに対し、2の情報に対していいに対していいいに対しないいに対しいいに対しまれていいに対しないいいに対しないいいに対しないいいいに対しないいいに対していいいいいいに対しないいいいに対しないいいいいに対しないいいに対しないいいいいに対していいいいに対しないいいに対しないいいに対しないいいいいいいいいいいいいいいいいい		金融機関にご確認ください。
(口座間送金決済*5) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求債権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。計算を担当がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が料されます。 ・ 支払用して口室間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が料されます。 ・ さいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、3日間のは対して通知されます。2回日の支払不能があった場合、3日間の支払不能があった場合、3日間のでは対して通知されませないのでは対して、2回日の支払不能があった場合、3日間の支払不能があった場合、3日間の支払不能があった場合、3日間の対しないの支払期目がら6か月以内に2回の支払不能があった場合、3日間の対しないのでは対してのは対して通知されませないのでは対して、2回の支払不能があった場合、3日間のでは対して、2回のでは対しては対して、2回のでは対しては対しているが対しているが対しているが対しているが対しているが対しないるが対しているが対しているが対しないのでは対しているが対しないるが対しないのでは対しないのでは対しないるが対しないのでは対しないるが対しないるが対しないるは対しないるがは対しないるは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるがは対しないるは対しないるがは対しないのは対しないるがは対しないるがは対しないるがはないるがは対しないるがはないるがはないるがはないるがはないるはないるがはないるがはないるがはな		・ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の
(口座間送金決済*5) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 ・ (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの護護人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払義務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の対は、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払されてのものは、3回日の支払不能があった場合、3回日の支払、3回日の対は、3回日の支払不能があった場合、3回日の対は、3回日の対は、3回日の支払不能があった場合、3回日の対は、3回日の支払不能があるのよりによりは、3回日の対は、3回日のは、3回日の対は、3回日のは、3回日		方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日
支払期目に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。)・債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの護渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 1回目の支払不能となったでんさいの支払期目から6か月以内に2回目の支払不能となったでめるいの支払期目から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、9年期にがありた場合、当該債務者に対して、9年期に対して、10時期はよべての情報はすべての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいでは、10日間の支払不能があった場合、当該債務者に対して、9年期に対して、10日間に対しているに対しに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに対しないるに対しているに対しないるに対しないるに	でんさいの決済(支払い)	前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金
のお客さまには支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が 科されます。 (※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人が債務者に対して、求償することができます。記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったであさいの支払期目から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、9年報けすべての情報はすべての情報はすべての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいての情報はよいていている。	(口座間送金決済*5)	決済が行われます。
Aされます。		・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者
(※詳しくは後記「支払不能処分制度」をご参照ください。) ・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。) は、債権者に対して、支払義務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。(※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 年間の「販引停止処分」が科されます。の情報はすべての		
・ 債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払養務を負います。 ・ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。(※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。)・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が利されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。・1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「販引貸止机分」が科されます。この情報はすべての		
さいの譲渡人を含む、以下同じ。)は、債権者に対して、支払 義務を負います。		
*務を負います。 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払用に口座間送金決済による支払いができなかった場合、本能処分が科されます。 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 1回目の支払不能があった場合、当の情報に対して通知されます。 1回目の支払不能があった場合、当の情報に対して通知されます。 2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報にすべての		
・電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。・でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引係」が科されます。この情報はすべての		
として支払等記録を記録した場合、特別求債権*7 を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8 を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、9年間の「取引停止処分」が科されます。2の情報けすべての		<u> </u>
します。電子記録保証人はご自身より前に記録されている電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、9年間の「取引停止知分」が科されます。この情報はすべての		
記録保証人および債務者に対して、求償することができます。 ・ 債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期目から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引値比処分」が科されます。この情報はすべての		
する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		記嫁保証人わより債務者に対して、水債することができます。
送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも 口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として 取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済 口座取引店*8 を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて 異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期目に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払 不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報 はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内 に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず決済口座取引店*8を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
取り扱われ、文払不能処分の対象となりますので、必ず決済 口座取引店*8 を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて 異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払 不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報 はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内 に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての	口座間送金決済の中止	
異議申立をしてください。 (※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払 不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
(※詳しくは、後記「異議申立の手続」をご参照ください。) ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合 (支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払 不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(支払不能)、原則として当該債務者のお客さまには、支払不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
 不能処分が科されます。 ・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての 		
・ 支払不能処分の主な内容は以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
支払不能処分制度 (手形の不渡処分		
支払不能処分制度 (手形の不渡処分) 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内 に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
文払不能処分制度 (手形の不渡処分) に 2 回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、 2 年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての		
(手形の不渡処分) 2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報けすべての		
出いす (/ k日 当)		
参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用		
された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融		された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融
機関との間の貸出取引禁止」が科されます。		機関との間の貸出取引禁止」が科されます。
・ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウ		・ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウ
ントされます。		ントされます。
・ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡		・ 手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡
処分回数とは合算されません。		処分回数とは合算されません。

項目	ご注意いただきたいこと
異議申立の手続	契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある 場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客さまは 異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらう ことができます。 ただし、債務者のお客さまが異議申立する場合には、支払期日 の前銀行営業日までに決済口座取引店にその旨の申し出を していただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立 預託金)を決済口座取引店にお預けいただくことが必要です。 (※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還されます。)
記録事項の開示	・ 「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害 関係者 {債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人 を含む。)} とその窓口金融機関です。
他の記録機関との関係	・ 他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットで お取り扱いすることができません。また、でんさいネットの でんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることが できません。
でんさいの割引 (手形割引に相当)	・ でんさいを割引する場合、でんさいを山形銀行へ譲渡していただくことになります。 (※この場合の譲渡記録日は、原則割引実行日の前銀行営業日となります。)
でんさいの差押え	 でんさいの差押命令の送達を受けた場合は、速やかに決済口座取引店までご連絡ください。 債務者のお客さまがでんさいの差押命令の送達を受けたにもかかわらず、口座間送金決済を行ってしまった場合、差押債権者にも支払わなければならないという二重払いリスクが生じますのでご注意ください。 (※でんさいネットで差押命令等にもとづき強制執行等の記録を行った場合は、口座間送金決済は行われません。)
その他	 でんさいのお取引先の決済口座取引店が出張所の場合、各種 記録請求等のお手続において、出張所名ではなく母店名が表示 される場合があります。 (※出張所と母店が同一の店番の場合に出張所名ではなく母店名 が表示される場合があります。なお、山形銀行には該当の 出張所はございません。) でんさいの決済(支払い・入金)における摘要(通帳等に表示 される文言)は、「デ+でんさいの記録番号下 8 桁」となり ます。(例:デ01C0009)

[ご参考1:用語のご説明]

	用語	ご説明
*1	窓口金融機関	お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録
		請求の窓口となる金融機関のことです。
*2	参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを
	沙川並慨隊 民	提供できる金融機関のことです。
*3	でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
*4	支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
		債務者お客さまの窓口金融機関が、支払期日に債務者のお客
*5	口座間送金決済	さまの決済口座から債権金額を引き落とし、送金(振込)を
		行うことにより、債権者のお客さまの決済口座に入金する
		決済方法のことです。
		でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により
*6	電子記録保証人	記録されたお客さまのことです。通常は、でんさいを譲渡
		した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
		電子記録保証人が債務者の代わりに支払いをし、かつ、
*7	特別求償権	支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録
		されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、
		求償できる権利のことです。
*8	沈.汶口应斯 月 庄	でんさいの決済(支払い・入金)用の預金口座を開設した
8	決済口座取引店	取引店のことです。

[ご参考2:支払期日前後の記録の制限

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日) 各種記録請求と制限						決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
行性品球情况と開放(○:記録請求可能)(△:条件付で記録請求可能)(一:記録請求不可)	前以前 7銀行営業日	銀行営業	行	銀行営	銀	銀	銀行	支払期日	後 1 銀行営業日	後 2銀行営業日	後以降 3銀行営業日
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	0	_	_	_	_	_	_
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	0	△ (注10)	△ (注 10)	△ (注 10)	△ (注 10)	_	_	_	_	_	△ (注 5)
3. 分割記録請求 (請求者:債権者)	0	△ (注10)	△ (注 10)	△ (注 10)	△ (注 10)	_	_	_	_	_	_
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者)	0	△ (注10)	△ (注 10)	△ (注 10)	△ (注 10)	_	_	_	_	_	△ (注 5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者:債権者)	0	0	0	0	0	_	_	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	0
(請求者:支払者)	(注7)	_	_	_	_	_	_	△ (注 6)	△ (注 6)	△ (注 6)	0
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ (注 8)
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者:債務者、債権者)	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	0	0	0	0	(注9)	_	_	_	_	_	_
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	0	0	0 h.tsv	0	(注9)	_		_	_	_	_

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3)「一」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8)債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。
- (注10) 債務者による請求の場合